



第164号

令和4年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス=zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 竹田 修

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



国宝 姫路城 (税理士法人 ASHA 濱川久子会員提供)

謹賀新年

本年もよろしくお願ひいたします

東京税理士会	日本橋支部	広報部長	多田 毅
支部長	竹田 修	厚生部長	湯本 康弘
副支部長	安田 信彦	組織部長	平川 彰
	青木 久直	経理部長	栗原 真平
	梅田 文江	綱紀監察部長	山下 孝一
	大澤 昭人	税務支援対策部長	池上 大二
	澤城 教典	法対策委員長	小山 栄一
総務部長	増田 和弘	情報システム委員長	塩谷 満
研修部長	塩谷 満	租税教育推進委員長	青木 久直

令和4年元旦

監事	味水 律夫
	川口 真理
東京税理士会	
理事	森 一郎
	濱川 久子
	結城 昌史
	岩川由美子
	小原 正寛

目次

・支部長挨拶	竹田 修	2	・中学生の税についての作文	13
・日本橋税務署長挨拶	石井 徹	3	・税に関する「絵はがきコンクール」	14
・研究論文	三塚 一彦	4	・特集 2022年寅年 年男・年女	15
・随筆	北島 亜紀、須佐 正秀	9	・各部だより	19
・税務功労者感謝状(中央都税)		10	・支部会員異動のお知らせ	25
・日本橋風土記	H・M	11		



新年のご挨拶

支部長 たけだ 竹田 おさむ 修

新年あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご祝辞を申し上げます。会員の皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新年を迎えられたこと心よりお慶び申し上げます。

令和4年度年の干支「壬寅（みずのえ・とら）」は「陽気を孕み、春の胎動を助く」、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれる年になるという意味だそうです。

支部長に就任して早くも半年が経過しました。この2年間新型コロナウイルスにより、旅行、飲食等も大きく制限され、支部活動においても定期総会・新春賀詞交歓会・研修会・各種厚生活動も中止・延期あるいは縮小せざるを得ないなど思うに任せないもどかしさを感じました。

昨年11月中旬より新規感染者が急激に減少し、各種イベントも一定の制限はあるものの徐々に平常に戻りつつあります。12月に入って新たにオミクロン変異ウイルスが南アフリカから猛威を振るい始め、新春号が発行される頃に日本がどのようになっているのか予想が付きませんが、水際対策や3回目のワクチン接種などが進み、活気が戻ることを祈るばかりです。

新型コロナ以降、働き方・会議のあり方について様々な変化が起きておりますが、当支部においても、事務局員の在宅勤務やリモート会議等新しい対応策もあまり抵抗感なく行えるようになり、仕事のあり方も変化してまいりました。

支部研修につきましても、会場型の会議・研修からZOOMによる配信、パブリックビューイング等あらゆる知恵を絞って、対応してまいりました。総会においてネット環境を最大限に活用した事務局・支部活動の環境整備に必要な予算をご承認いただき、7月以降新執行部で検討を重ね、順次実行してまいりました。会員の皆様からも是非改善意見・アイデア等をお寄せいただければ幸いです。

今年は、新春講演会・賀詞交歓会も感染対策を徹底して開催する方向で準備をしてまいりました。

会報が発行される頃には、予定通り開催できる目途が立っていることを祈るばかりです。

会員の皆様のご努力・ご協力により、研修受講36時間達成割合、第5世代電子証明書の取得割合とも、東京会48支部中上位の結果となっております。引き続きご協力を宜しくお願いいたします。

また、月次配賦物のメールへの移行につきましても、未利用の大手税理士法人の訪問を行ったり、未利用個人会員への口コミによるお願いを実施中ですが、徐々に利用者が増加しております。更なる利用者増加に向け地道に努力を続けてまいります。将来的には、会員の皆様にタイムリーに情報を提供できるよう、支部HPとメール配信を中心とした運営に移行できればと考えておりますので、未利用会員の皆様の更なるメール配信への移行をお願いいたします。

幸いにも、今年は神宮球場での野球大会も再開すると聞いております。各種厚生活動が通常通り開催され、支部活動が活発になる明るい年になることを切に願っております。

今年度もあと3か月となりましたが、会員の皆様のご要望・意見等を多数お寄せいただき、対応可能なことから積極的に実施してまいります。忌憚のないご意見を是非お寄せください。

間もなく令和3年度の所得税・消費税・贈与税の申告が始まります。今年は、東京税理士会の予算により事前予約制での無料相談実施初年度となります。コロナ対策を万全にして開催いたしますので、従事される会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年度が会員の皆様にとりまして活気のある実り多い年となりますようご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。





年頭のごあいさつ

日本橋税務署長 いし い とおる
石井 徹

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

竹田支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、常日頃より国税電子申告・納税システム（e-Tax）や書面添付制度の普及、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に係る適格請求書発行事業者の登録申請の周知・広報、租税教育の講師養成研修の実施など、多岐にわたるご支援をいただいております。誌面をお借りして改めて厚くお礼申し上げます。

早いもので、私が、日本橋税務署長として着任し、半年が経ちました。コロナ禍ではございましたが、昨年10月の「連絡協議会」をはじめとして「女性部会講演会」など、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様との交流の機会に恵まれ、心から感謝申し上げます。

さて、今年の干支は寅年です。寅年は「芽を出したものが成長していく（見えてくる）」や「これから成長する物事の生まれる（始まる）年」と言われているようです。現在取組んでいる税務行政のデジタル・トランスフォーメーション等の施策についても着実に進め、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、成長する一年にしていきたいと考えております。

ところで、経済社会のデジタル化を踏まえ、昨年の税制改正では、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の手続き及び要件について抜本的な見直しが行われ、電子取引により授受した取引情報の保存方法等についても見直しが行われており、本年1月1日から施行されております。国税庁ホームページに電子帳簿保存法に関する各種情報を掲載しておりますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

また、国税の納付についても納税者の利便性を

向上させるとともに、金融機関等を含む社会全体のコストを縮減する観点や新型コロナウイルス感染防止等の観点から、ダイレクト納付、振替納税、クレジットカード納付、インターネットバンキングなどの「キャッシュレス納付」も推進してまいります。

さらに、昨年10月から受付が始まりました適格請求書発行事業者の登録申請に当たっても、申請から通知までの手続きがスムーズに行えるe-Taxのご利用をぜひお願いいたします。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、これらの取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

年も改まり、間もなく令和3年分の所得税、復興特別所得税及び消費税確定申告の時期を迎えます。当署におきましては、確定申告期間中、昨年と同様に麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成の合同会場を開設することといたします。

また、本年も、感染症防止策を講じた上で、無料申告相談の実施や電話相談センターを開設することから、ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願い致します。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





諸外国の移転価格文書化 (特に、ローカルファイル)への対応について

みつかずひこ
三塚一彦



I 概要

1 ローカルファイル作成に関する我が国の規定

令和元年の日本橋支部会報156号に「移転価格文書(特に、ローカルファイル)の内製化に向けて」という研究論文を掲載させていただきました。その論文には、私が考案しました「チェックシート」及び「チェックシートのガイドライン」を添付し、ローカルファイルの具体的な作成要領をご説明させていただいたところです。

ローカルファイルは、「多国籍企業の文書化」という三層の文書により構成された内の一つの文書です。ローカルファイルには作成基準があり、我が国の場合は、国外関連者との間の取引金額の規模に応じて、①資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の場合は50億円以上、②無形資産取引(特許権、実用新案権などの無形固定資産その他無形資産の譲渡又は貸付等)の場合は3億円以上であれば作成することが義務化(これを「同時文書化義務」といいます)されています。

(参考: 国税庁HP <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf>)

そのようなことから、上記の作成基準で50億円未満及び3億円未満の場合は作成不要というように理解されてしまう企業もおられるかとも思います。しかし、ローカルファイルの作成の要否については、①の取引が50億円未満、②の取引が3億円未満の場合は「同時文書化免除取引」という整理をしております。免除取引の場合でも、調査官からローカルファイルの提出を要求された場合には、60日以内に調査官が指定する日まで提出することになっています。ですので免除取引であっても事前に作成しておいた方がよろしいかと思えます。

(参考: 国税庁HP <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf>)

移転価格文書化について提供しなかった場合の罰則等については、CbCレポート(国別報告事項)の場合は30万円以下の罰金(措置法第66条の4の4第7項)、マスターファイル(事業概況報告事項)も30万円以下の罰金(措置法第66条の4の5第3項)となっています。一方、ローカルファイルについては罰則の規定はありませんが、提出しなかった場合には国税当局は「推定課税」及び「同種の事業を営む者に対する質問検査権」を行うことができることになっています(措置法第66条の4第8項、9項、11項、12項)。

当局が、「同種の事業を営む者に対する質問検査権を行使する」ことができるということは、当局が同種の事業を営む者に対して調べた結果、適切と認定したコンパラブルについての情報については、(収集先に対して守秘義務があることから)調査中の企業に対して開示することをせずに課税する可能性があるということです。このようなコンパラブルについては開示しないことから「シークレットコンパラブル」と呼ばれることもあります。

納税者側としては、当局が採用したコンパラブルが開示されないので、たとえそのコンパラブルが適切でない場合であっても反論し難い状況になります。移転価格の課税金額は往々にして多額ですので、納税者側のリスクとしては30万円程度の罰則よりも甚大なリスクが潜在するということを再認識していただければと思います。

同時文書化免除取引について、どのような場合に調査官がローカルファイルの提供を求めてくるかということですが、色々な可能性があります。例えば、海外子会社が、「果たした機能」及び「負担するリスク」以上の利益を計上しているような場合は求めてくる可能性が高くなると思います。

そこで、事前に親会社及び子会社のそれぞれが「果たした機能」及び「負担したリスク」等を検討してローカルファイルを作成しておくことがよろしいかと思えます。

2 諸外国のローカルファイルの作成についての規定

我が国の作成基準は(1)で記載した通りですが、当該基準は各国で自由に定めてよいということになっております。これはBEPS (Base Erosion & Profit Shifting「税源移譲&利益移転」)という国際的な会議で2年間の議論の末に2015年9月に3種類(CbCレポート、マスターファイル、ローカルファイル)の移転価格文書化の提言された際にCbCレポートについては連結総収入金額1,000億円以上というように定められましたので全ての国が同程度(為替により凡その金額になります)の基準になっています。しかしながら、マスターファイルとローカルファイルについては、各国が自由に決めてよいという整理になっていますので、今回の主題であるローカルファイルについては作成基準が各国様々です。

例えば、関連者との間の棚卸取引等が1億円程度であった場合、日本の基準では「免除取引」となるので、取り敢えずは作成しなくてもよいと考え(1で記載したリスクはあります)、一方、A国では関連者間の棚卸取引等が1億円あれば作成するように規定されている場合は、A国ではローカルファイルを提供することが求められます。

ここで気を付けていただきたいことは、作成基準から見ると日本では「作成免除」で、A国では「要作成」となっていることから、ローカルファイル作成はA国所在の子会社の問題と誤解してしまうことです。日本橋支部会報156号に記載しましたが、ローカルファイルの中身は、親会社の「果たした機能」・「負担したリスク」、そして、子会社の「果たした機能」・「負担したリスク」を記載します。そして、最終的に検証対象法人として選定される法人(多くの場合は海外子会社)の実績が自ら作成したローカルファイルで明記したALPレンジに入っているか否かの検討を行うようになっていきます。子会社の利益水準は親会社の利益水準に反映されていますので、ALPレンジから外れた場合には、親会社及び子会社で所得金額の調整が必要となります。つまり、ローカルファイルはA国所在の子会社の問題ではなく、親会社及び子会社の両社の問題です。

また、もう一つの誤解として、親会社・子会社それぞれがローカルファイルを作成すればよいと

考えてしまうことです。つまり、子会社は子会社独自のローカルファイルを作成し、親会社は親会社が独自のローカルファイルを作成する等した場合はローカルファイルの内容が異なったものが作られてしまう可能性があります。そのような行為を意識して行った場合は国税当局側からすると問題ある行為というように認定する可能性があります。ですので、両社がお互いの機能・リスクについて話し合っただけで一つのローカルファイルを作成するというようにして下さい。

そこで、本研究論文はアジア地域を中心に数か国のローカルファイル作成基準等を研究対象として記載させていただきました。進出国の作成基準を理解し、進出国で作成基準に該当していれば、両社が議論して共同してローカルファイルを作成していただくようにしていただければと思います。

II 諸外国のローカルファイル作成基準

1 シンガポール

【移転価格制度】

2015年1月 既存のガイドランを集約した新ガイドライン公表(文書化が義務化され、移転価格文書の作成期限やIRAS(Inland Revenue Authority of Singapore)への提出期限が明記)

- ① 作成基準 総収入金額が1千万S^{ドル}超(約8億円)
- ② 作成期限 各事業年度の法人税申告期限(翌年の11月末)までに作成して保存(提出不要)
- ③ 提出期限 IRASから提出要求があってから30日以内
- ④ 更新3年に一度(重大な変化があれば、その時)
- ⑤ 保存 5年間の保存
- ⑥ 罰則 保管義務違反は1,000星^{ドル}(上限)の罰金、払わない場合は6ヶ月以下の懲役
- ⑦ その他
 - (i) ベリー比、累積年度検証は限られた場合のみ
 - (ii) 適切な期末調整を行うこと(財務諸表に反映し申告提出までに調整を行うこと)

作成免除取引

(i)シンガポールの国内取引、(ii)国内での貸金(貸金業除く)、(iii)1,500万S^{ドル}(約12億円)を超えな

いローン取引、(iv)ルーティンサービスに対して5%のマークアップを採用、(v)APA（事前確認制度）でカバーされている取引、(vi)関連者取引額が一定の額以下

（参考：国税当局HP https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/eTax_Guides/etaxguide_CIT_Transfer%20Pricing%20Guidelines_6th.pdf

2016年10月 国別報告書の提出を義務化（連結売上高が1,125百万星ドル（約900億円）

2 香港

【移転価格制度】

文書化規定（改正法第6号）

マスターファイル及びローカルファイルは、2018年4月1日以降開始事業年度より要作成。

作成免除基準

- ① 事業規模による免除基準（以下の3つの内、2つを満たす企業は作成免除）
 - (i) 総年間収入 400百万香港ドル以下（約55億円）（1香港ドル=13.74円）
 - (ii) 総資産 300百万香港ドル以下（約41億円）
 - (iii) 従業員数 100名以下
- ② 関連者間取引金額による免除基準（以下の基準を下回る企業は作成免除）
 - (i) 有形資産の譲渡 220百万香港ドル未満（約30億円）
 - (ii) 金融資産に関連する取引 110百万香港ドル未満（約15億円）
 - (iii) 無形資産の譲渡 110百万香港ドル未満（約15億円）
 - (iv) その他の取引 44百万香港ドル未満（約6億円）

作成しなかった場合の罰則（82A）

文書化行っていない場合 標準加算税50%のところ最大75%

作成努力はした場合 標準加算税25%のところ最大50%

文書化している場合 標準加算税0%

（参考：国税当局HP https://www.ird.gov.hk/eng/tax/bus_tp.htm）

3 中華人民共和国

【移転価格制度】

2016.6.29 「関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告」（国家税務総局〔2016〕第42号公

告）で、マスターファイル、ローカルファイル、等の作成義務・記載内容・提出方法を含む移転価格文書化が詳細に整理された。

① 適用対象取引（42号公告第4条）

- (i) 有形資産の使用・譲渡、(ii)金融資産の譲渡、(iii)無形資産の使用・譲渡、(iv)資金貸借、(v)役務取引

② 国外関連者の範囲（42号公告第2条）

- (i) 直接・間接に25%以上の保有、(ii) (i)に満たないが、貸借資金総額が資本金の50%以上、貸借資金総額の10%以上について保証、(iii) (i)に満たないが、他方から提供される無形資産がなければ正常に業務を行えない場合、(iv) (i)に満たないが、一方の購買・販売・役務の受け入れ等の活動が他方により支配されている場合。支配とは、他方の財務及び経営政策を決定する権限を有し、他方の活動から利益を得る場合、(v) 一方の半数以上の役員が他方から任命（派遣）される場合等、(vi) 自然人がそれぞれ双方との間に本条①から⑤のいずれかに関係を有する場合、(vii) 双方に実質的なその他の共同利益がある場合

③ 罰則

資料を規定通り準備又は税務当局の求めに応じて提出しない場合は、移転価格調査を受ける可能性が高まる。その際、いわゆるシークレットコンパラブルを使った移転価格課税が行うことが可能とされている（企業所得税法第44条、同第48条、6号公告第24条）

申告時に別表の添付がない場合、又は移転価格文書を作成して保存していない場合は最高50,000元

移転価格文書及びその関連資料や関連者間取引に関する資料を提出しない場合、又は誤り等があった場合は最高50,000元

追徴税額には5%のペナルティーが科されるが、移転価格文書を作成していた場合は免除される可能性がある。

文書化規定

① マスターファイル

主な記載内容は、①企業グループ業務、②無形資産、③財務及び税務の情報となっている（42号公告第12条）

作成者は、①企業グループが既にマスター

ファイルを作成している場合、②関連者間取引総額が10億元超(約160億円)(42号公告第11条)

会計年度終了から12ヶ月以内に作成し、税務機関からの要求後30日以内に提出(42号公告第19条)

② ローカルファイル

主な記載内容は、企業概要、関連者関係、バリューチェーン分析、対外投資、関連者間の持ち分譲渡、グループ内役務提供を含む関連者間取引(42号公告第14条)

作成者は、(i)有形資産の譲渡が2億元超、(ii)金融資産の譲渡が1億元超、(iii)無形資産の譲渡が1億元超、(iv)その他の関連者間取引合計金額が4,000万元超(42号公告第13条)(v)単一的な生産・販売等に従事する企業が欠損を計上する場合は42号公告に関係なくローカルファイルを準備する(6号公告第28条)。所謂、委託製造法人については、果たした機能及び負っているリスクは低いということで赤字にはならにという整理をしています。

事業年度翌年の6月30日までに作成し保存。税務機関からの要求があった日から30日以内に提出

③ 特殊事項ファイル

作成者は、①コストシェアリングを行う場合、②過少申告税制の規定に抵触する場合(42号公告第15条)

事業年度翌年の6月30日までに作成し、税務機関からの要求後30日以内に提出(42号公告第19条)

④ 関連申告書

関連者間取引の発生した年度の翌年5月31日までに企業所得税確定申告書の付表として提出(42号公告第1条)

4 インドネシア

【移転価格制度】

所得税法第18条3項

特殊関係取引について、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④その他の方法を用いて、独立企業間価格で更正することができる。

国税総局長令

利益分割法、取引単位営業利益法の適用を認めている。

特殊関係者(所得税法第18条4項)

①直接・間接に25%以上の出資、②直接・関係に25%以上の兄弟会社関係、③実質支配関係、④1親等の血族・婚姻関係を有する者が支配する場合

新たな文書化ルール(PMK(財務大臣令)-213(2016年12月20日))について

- ① 直近課税年度の総収入金額が500億ルピア以上(375百万円以上)、
- ② 直近課税年度の関連取引につき、(i)有形資産の取引金額が200億ルピア以上(150百万円以上)、又は、(ii)サービス、利息の支払い、無形資産その他の関連取引の金額がそれぞれ50億ルピア以上(37.5百万円以上)、(iii)25%より低税率国又は地域に所在する関連者と関連取引を行う者については、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書からなる3層構造の移転価格文書の作成、保管、提出等が義務付けられた。

※ マスターファイルとローカルファイルは、課税年度終了の日から4か月以内(法人所得申告書の提出期限と同様)に作成し、申告書提出時にその要約を添付する必要がある。

※ 国税総局がマスターファイル、ローカルファイルの提出を求めた際には、1月以内に提出をする必要がある(1ヶ月ルール:提出しなければ、(i)当局に推計課税を認めることになる、更に、期限後に提出しても(ii)異議審査・裁判等では採用されない)

※ 申告とともにマスターファイルとローカルファイルのサマリーを添付する必要がある。

(参考:国税当局 HP <https://www.pajak.go.id/en>)

5 大韓民国

2016年度の国際租税調整の改正では、多国籍企業に対する国際取引情報の提出が義務付けられた(同法第11条①)

国際取引情報統合報告書提出義務の概要

提出対象者は、以下の者

- ① 内国法人又は国内事業場のある外国法人((i)、(ii)を満たす場合)
 - (i) 国外特殊関係人との取引金額:年間500億ウォン超
 - (ii) 当該課税年度における売上高が1,000億ウォン超

- ② 多国籍企業の最終親会社の内国法人
直前課税年度の連結財務諸表売上高が1兆
ウォン超
- ③ 国外に最終親会社がある場合（提出対象の
特例）
- (i) 最終親会社の所在する国の法令上、国別
報告書の提出義務がない場合
- (ii) 最終親会社の所在する国と租税条約が締
結されていない等の理由により、国別報告
書が提供されない場合
- (iii) 提出期間は、法人税法第6条による事業
年度末から12ヶ月以内
- (iv) 使用言語は、個別企業報告書及び統合企
業報告書（英文での提出は可能だが、提出
後1ヶ月以内にハングル語版を提出）
- (v) 国別報告書はハングル語か英語
- (vi) 過怠料は、個別企業報告書、統合企業報
告書又は国別報告書の全文又は一部を提出
しない、又は偽りの資料を提出した場合：
報告書別に1,000万ウォン
- (参考：国税当局HP <https://www.nts.go.kr>)

6 タイ王国

従前は歳入法典第65条の2(4)、(7)、同65条の3(15)、
同70条の3に規定されている低廉譲渡否認規定
や高価購入否認規定といった内外無差別な一般規
定のみを「移転価格税制」の法的根拠としていた。

2000年5月16日付けの施行細則 (No.
Paw.113/2545) において、移転価格税制に係る
具体的なガイドラインを公表し、本格的な移転価
格調査を開始。本ガイドラインには、市場価格や
独立企業の定義、独立企業間価格算定手法及び移
転価格調査に備えて準備・保管すべき書類等が記
載されている。

2010年4月16日、APAのガイドラインをHP
上で公表し、APAの対象及び具体的な手続きの
内容を明確化した（本ガイドラインでは2国間
APAのみを認めている）

2018年9月27日に移転価格税制に関する法令
が国会を通過し、移転価格に関する法令化が確定
した。

2019年1月1日以降開始する事業年度からが対
象

対象となる法人は関係会社がある法人で、2億
パーツ（約6.6億円）以上の売上有る法人

法人税確定申告書 (PND50) に「付表」として添
付。「付表」に記載する項目は、①タイ国内の関
連会社の明細、②タイ国外の関連会社の明細、③
タイ国内の関連会社との取引金額の明細、④タイ
国外の関連会社との取引金額の明細、⑤その他と
して事業再編の有無等。

(参考：国税当局HP <https://www.rd.go.th/english/9460.html>)

7 ベトナム社会主義共和国

【移転価格文書化20/2017/ND-CP（関連取引を伴 う企業の税管理に関する規制）】

関連者

第5条（関連者）

- ①直接または間接出資比率が25%以上、②
最大株主で10%以上を直接的または間接的
に保有、③一方の会社の貸付又は保証金額が
他方の資本金の25%以上、かつ他方の会社
の中長期借入金残高の50%以上、④実質的
に支配（執行役員の20%、執行理事会のメン
バーの50%以上、取締役50%以上、血縁等）
している場合

移転価格文書化の免除規定

- ①課税期間の売上金額が500億ドン（約2億3
千万円）未満、かつ関連者間取引総額が300
億ドン（約1億3800万円）未満の場合、②事
前確認制度の適用を受けている場合、③売上
金額が2,000億ドン（約9億2千万円）未満、
かつ単純な事業活動のみを行い、無形資産に
よる収益費用が生じていない場合で、EBIT
(Earning Before Income Tax) ÷ 売上高が、
販売業5%、製造業10%、加工業15%以上
の場合。

(参考：国税当局HP http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&page=1&mode=detail&document_id=188522)



随筆



コロナ禍の忘れ物

きた じま あ き
北島 亜 紀

あれは秋、緊急事態宣言が明けて少し経った頃のことだったと思う。私は某企業の決算確認作業を行っていた。その法人は決算月に発電所が竣工、稼働を始めたばかりであった。

ひとまず固定資産台帳の元データが完成すれば、先が見えるかな。見慣れない資産名と耐用年数を紐づけながら、膨大な建設仮勘定の精算内容を確認する。何かを見つけるたび、エクセルの表はその形を変えていき、膨大だと思っていた表を整備し終える頃には何やら戦いきった満足感で心が浮き立っていた・・・その時のことである。

事務所の電話が鳴った。相手はいままさに建設仮勘定の整理を終えた法人の経理部長。何か事件？少し身構えながら、通話ボタンを押す。

「ちょっと飲みに行きませんか？」

なんだか拍子抜けしてしまい、決算書類の提出期限が迫っていることも一瞬忘れていいですよ、と答えてしまった。

数日後、私たちは職場からほど近い和食の店にいた。お客さんとビールで乾杯することも、誰かがつくってくれる料理を食べることも新鮮だ。けどまだ手放せないマスク、お酒を飲んでいてもなんとなく緊張している。その席には部長とともに、発電所の担当者が同席していた。半分仕事の話をしながらも話題はつきない。こういう空間は久しぶりだ。ふと気づくと趣味の話題となっている。バイクや海釣り、ギターにスノーボードなどなど。感心して聞いていたら「ところで北島さんのご趣味は。」

答えようとしたがはて、言葉がでてこない。私の趣味ってなんだろう。日常は仕事に追われているだけのような気もする。本当はお客さんより3歩は先に行きたいのだが、気づくといろいろな期

日が背後に迫っていて、かろうじて半歩先を演じているのが実際である。そう考えると何やらつまらない人間のようにがっかりだが、残念ながら私はその、つまらない人間であるらしい。

ソコソコ飲んだ気がするがあまり酔えずに店を後にした。歴代の趣味的なものはあったと思う。しかしそれらは転居や環境の変化のなかでいつしか遠ざかっていた。昔から憧れていて、いつか始めたいと思っていることもあるが、まだ実行してもいないことをここに書くのは控えることにする。

少し前のことであるが、私はかつて酒蔵やワイナリーを巡るのが好きだった。そして秘湯を巡るのも好きだった。それはちょっとした休日の楽しみでもあったし、次はどこに行こうかと、情報収集にも余念がなかった。コロナ禍で秘湯巡りの旅から遠ざかり、酒蔵やワイナリーからも遠ざかっている。いつのまにか次の旅のプランを考えることもなくなり・・・いや、すっかり忘れてしまっていた。そこで私はかつての旅を思い出す。

旅は新幹線でビールかワインで乾杯するところから始まる。旅先でその土地の美味しいものをつまみつつ、酒蔵等で見学したらお酒を仕入れて旅館にむかう。旅館で過ごすのは原則2泊3日で、その間、観光などはしない。本は予め自宅から郵送している。旅館に到着したら露天風呂で本を読みながら空想にふけり、湯上りに乾杯したら飲みはじめて、眠くなれば寝てしまう。起こされれば目の前に食事があり、そしてまた乾杯。今の季節なら雪見温泉もよいだろう。雪で冷やした日本酒、あれは格別だ。キリッと冷えたあの白い世界で、露天風呂から見上げれば迫りくる樹氷、その奥には澄んだ青い空。

しかしコロナ禍で日常生活が変わっていくなかで、行動だけでなくいつの間にか自由な発想やあらゆることへの興味、何より自分の世界がすっかり狭くなってしまっていた。

元来、人は自由であるはずである。わたしにも考える頭があり、物事を見る目があり、何でもつかめる手があって、どこにでも行ける足がある。

いつか始めてみたい憧れていること。そんな野

望もどきが、いつまでも来ない「いつか」を待ちながら、いつしか本当にできなくなってしまう前に。

「今から、ここから。」どんな未来もいま、つくりられているのなら・・・さて、何から始めようか。



藤井曲線

す 須 佐 まさ ひで 正 秀

コロナ禍にあって心配な話題の多い中、エンゼルスの二刀流・大谷翔平の活躍は、我々に明るい話題を提供し続けてくれた。一世紀ぶりに野球の神様ベブルース以来の記録達成かと、野球を知らない人達をもワクワクさせてくれた。

そのような中、将棋の藤井聡太もデビュー以来次々と年少記録を塗り替えるなど、将棋ファンを驚愕させている。プロになってからの5年間、勝率8割を切ることがない成績は、あの天才羽生善治でさえ記録していない。

藤井の活躍は、大谷の活躍に匹敵するものだと思うが、マスコミでの取り上げられ方など、大谷にはかなわない。

中央都税事務所から

坂下眞一郎前支部長に感謝状

令和3年11月5日、栗原哲治中央都税事務所長より坂下眞一郎前支部長に感謝状が贈られました。



野球は見るスポーツ、将棋は考えるゲーム。野球と将棋の性格の違いと言ってしまうとそれまでだが、勝ち負けのわかり憎さにその最大の原因があるのだと思う。また、将棋は考えるゲームだけに時間がかかり過ぎ、見るのに適さない。

野球は、見るだけで面白い。例えば、ホームラン。打球がスタンドに飛び込めば、敵も味方も見守る中、打者はダイヤモンドを一周、点が入り勝ちに近づく。160キロを超える速球にバットが空を切れば、三振でアウトを一つとれる。ところが将棋にあっては、王手飛車とりのような手が出れば別だが、一手一手の価値がわかり憎い。

ここで登場したのが、AIによる形勢判断である。AIが将棋の一手一手の優劣を判断し、評価値をグラフで示してくれる。横軸で手の進捗を示し、一手ごとに横軸から上に振れば先手の優勢、下に振れば後手の優勢を示す。その評価値を示す動画がユーチューブで配信されている。

この評価値を示す曲線が、藤井聡太の場合、中盤過ぎから少しずつ上向きになり途中ぶれることなくどんどん弓なりに右肩上がりの形状になり、勝ち切る。途中ぶれることがないのは、一手一手に緩い手がないということ、すなわち、ほぼ最善手を指しているということになる。この右肩上がりの弓なりの曲線が、藤井曲線と言われるものである。

野球のホームランやヒット、三振などに比べ一手一手がわかり憎い将棋ではあるが、この評価値放送があるお陰で将棋の中継も結構楽しむことができる。将棋連盟の毎日の対局をライブ配信し、盤面を表示するとともに形勢の優劣をパーセント表示する有料アプリもある。一休みの時や移動中、スマホを開いて、テレビ対局と同じように楽しむこともできる。

将棋には、全部で八つのタイトルがある。藤井聡太は、現在四つを保持しているが、八つ全部を同時に保持する可能性があるとも期待されている。

コロナの収束を願いつつ、来シーズンの大谷の活躍ともども二人の活躍を一層楽しみにしたい。

*筆者は、いわゆる「観る将」であり、棋力は、縁台将棋の域を出ない。

連載

日本橋風土記(日本橋室町・日本橋本町・日本橋本石町) 第9回

広報部 H・M

「今は昔」の言葉通り、江戸時代、江戸城への出入り口として常盤橋が重要な位置を占めていた時代は、奥州街道筋の本道通りはここから始まるとして、浅草橋へ向かって延びていました。関東大震災の復興後、1932年(昭和7)の区画整理による町名改正で、江戸以来、明治・大正にかけて多くの代表的商店がどんどん町名が変わったため、商店を目指す人々が多いに戸惑うこととなりました。

そして、1990年代後半の金融や商業の中心としての勢いを失った日本橋の活性化を目的に、三井不動産は創業地であった本拠地の日本橋エリアで日本橋再生計画を始動し、順次開発して「コレド室町」を中心に大きく生まれ変わりました。

リクルートが運営するスーモリサーチセンターによると、首都圏の「徒歩圏内で一通りそろう街」ランキングで、神奈川県が「みなとみらい」、千葉県が「新船橋」、埼玉県が「加茂宮」、そして東京都では「日本橋」が第一位だそうです。そんな変化に富んだ町を今回は紹介します。

【日本橋室町】

さて、日本橋といえば「1日に3千両のおちどころ」の川柳のとおり、朝は魚河岸、昼は芝居町、夜は吉原と千両ずつ落ちるといわれたほど栄えた地です。

日本橋室町には、日本橋魚河岸跡、越後屋呉服店、町年寄樽屋藤左衛門住居跡、十軒店跡、長崎屋跡や三浦按針遺跡などがあります。(日本橋室町1-1にあります「日本橋」については、第3回に掲載させていただきましたので省略します。)

魚河岸は、鮮魚の輸送手段が川船から鉄道へ変化し、場所も芝浦、築地そして豊洲へと移転し、現在は魚河岸記念碑があるのみです。

越後屋呉服店は、現存の三越本店の前身で、呉服店が軒を並べる本町界隈に伊勢出身の三井八郎右衛門が出店したのに始まり、越後屋の命名は八郎右衛門の先祖に三井越後守高次という者がいたことによるといわれています。明治になって、三井の越後屋とのことで三越と名を変えています。

日本橋室町と三井家の関わりは、呉服屋、両替店の経営から始まり、明治以後の室町一帯は三井系列の会社で占められているほどでした。商業金融界ばかりでなく伊勢商人を代表する鯉節問屋の「にんべん」などもあり、江戸で最も地価の高い地域であったといわれています。

前書きでも紹介しましたように、そんな日本橋室町は、日本橋再生計画により、コレドの名称で2004年にオープンした商業施設「コレド日本橋」、「コレド室町1」、「コレド室町2」、「コレド室町3」及び「コレド室町テラス」が次々に建設され、今では宇宙ビジネスをテーマとしたイベントが行わ



れています。

また、コレド室町内には貞観年間（859～876年）に既に鎮座してあった福德神社（写真参照）があります。源義家や徳川家康が参詣した記録が残されている由緒ある神社で、2014年（平成26）に社殿が完成して地域住民から崇敬を集めております。

【日本橋本町】

江戸時代には江戸本町の名称で、江戸を代表する町として名高い場所でした。徳川家康の江戸入府以前には、福田村ともまた洲崎とも呼ばれていました。

1590年（天正18）に町地として開発されて以降、寛永の頃にはすでに京・大阪より大店が進出し商業地域として大いに発展を遂げ、薬種問屋や呉服屋をはじめとして色々な種類の商店が多く集まりました。現在、この地域には薬種問屋が多く軒を連ねていた名残として、アステラス製薬、第一三共、武田薬品工業、わかもと製薬など製薬会社の本社、支社が数多く立地しています。

また、太田道灌が江戸城の守護神として勧請した常盤稲荷神社があり、現在、住所は本町一丁目町会事務所になっています。劇作者の式亭三馬は当時の本町2丁目に住んでいて本町庵と号し、劇作を書くかたわら商売を営んでいたといわれています。

関東大震災後の区画整理により、本町は近隣の本石町と同様に町域を変更することになり、周辺の伊勢町、岩附町、大伝馬町、鉄砲町、本小田原町、本石町、本船町などの全部または一部を合併し、現在の本町1丁目から4丁目となったものです。

【日本橋本石町】

日本橋本石町は江戸開府と共に、江戸で最初の町割りが行われた所といわれて、いわば江戸の城下町としての基礎をなす場所でした。また、金貨を鑄造する金座が置かれた所としても有名で、江戸でも特別な町でした。

現在この地には、日本銀行本店本館、日本銀行貨幣博物館や常盤橋門跡などがあります。

日本銀行は1882年（明治15）に隅田川に架かる永代橋で開業し、後に日本橋の金座跡地に移され、1896年（明治29）2月に新店舗が竣工されました。その建物は強いネオ・バロック様式の構造で、壁面にはルネサンス様式の意匠を使用し、1974年に近代建築としていち早く国の重要文化財に指定されています。

本石町2丁目と3丁目の間の通りには「本町通り」の称があって「將軍御成り」といった時の通路時であり、しきたりのやかましい場所で、格式の高かったことは有名で、江戸の豪商の集まる場所でもありました。町名の由来も、江戸初期に諸国の米問屋が多く集まったところから本石町と名付けられたと伝えられています。

他の地域同様、区画整理により従来からの町域を周辺にあった金吹町、北鞆町、本草屋町、本銀町、本町、本両替町などの町域全部又は一部を合併し、現在の本石町1丁目から4丁目となっています。

なお、本石町1丁目と2丁目には令和元年まで住んでいる人はおりませんでした。令和3年11月1日現在、2丁目の日本銀行のある地域に男性1名が住所を有し、本石町1丁目から4丁目全体では51世帯91名の方が居住し、日本橋税務署管内では、八重洲1丁目(35名)に次ぐ少なさです。

東京都最低賃金改正のお知らせ

- ※ 東京都最低賃金は、令和3年10月1日から
時間額 1,041円 に改正されました。
東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

（問合先）

東京労働局労働基準部賃金課（TEL03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL0120-232-865）

中学生の税についての作文 東京税理士会日本橋支部長の表彰

日本橋納税貯蓄組合連合会が租税教育の一環として毎年実施されております「中学生の税についての作文」について、「東京税理士会日本橋支部長賞」を贈呈しております。

昨年もたくさんの募集作品の中から、竹田支部長と租税教育推進委員会の青木委員長により、支部長賞の1作品を選ばせていただきましたので、披露させていただきます。

義務教育制度の重要性

開智日本橋学園中学校 2年 堀部 美帆

学校は、私たち学生にとって身近な税による公共サービスの一つです。日本には、義務教育という制度があり、満六才から満十二才まで小学校に、そして小学校の終了後は満十五歳まで中学校に無償で通うことができます。教育にかかる費用は、文教及び科学振興費と呼ばれる税によって賄われています。皆さんは、学校から配布される教科書の裏表紙に、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書かれている文を見たことがありませんか。このようか教科書や、机や椅子などの備品、校舎など、教育にかかる費用の多くは税金によって支払われています。

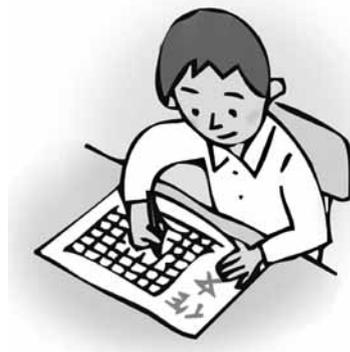
この義務教育制度により、家庭の豊かさに関係なくすべての子供が教育を受けることができます。そのため、日本では、ほとんどすべての人が読み書きや簡単な計算を行うことができます。私たちにとっては当然のことですが、義務教育制度によって、日本の識字率は世界の中でも上位の水準を保っています。

教育はとても大切なものであり、教育を受けていないと様々な問題が起こります。例えば、文字が読めないと、看板や標識の内容が分からず、危険を避けることができません。計算ができないと、悪質な詐欺行為に気づくことができません。また、必要な知識や技術を身につけていないと、職に就くことができず、社会から取り残されてしまうかもしれません。学校に通い、基礎的な学力を身につけることは、現在の私たち、そして未来の私たちにとっても極めて重要なことです。

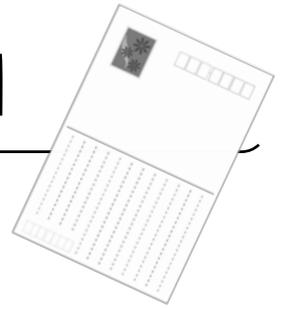
現在、世界には読み書きや計算ができない人がたくさんいます。このことは世界でも大きな課題と認識されていて、持続可能な開発目標として定められているSDGsでも、質の高い教育をすべての人に提供することが一つの目標として掲げられています。日本ではすべての子供が学校に通い、充実した教育を受けることができます。しかし、世界には、学ぶ意欲を持っていても、経済的な理由から学校に通うことのできない子供たちが数えきれないほどいます。

日本の公立学校における生徒一人当たりの年間教育費の負担額は、小学校ではおよそ八十八万円、中学校では百万円を超えています。教育にかかる費用は非常に高額であり、もし義務教育制度が無かったら、日本でも、学校に通うことのできる人が大幅に減ってしまうのではないかと考えられます。

教育を受けられるということは、とても恵まれたことです。これからも、税によって支えられている充実した学習環境に感謝し、将来を担う人材となるよう、より一層努めていきたいと思えます。



税に関する「絵はがきコンクール」



公益社団法人日本橋法人会が租税教育の一環として実施している税に関する「絵はがきコンクール」が第11回を迎えました。今年も、日本橋管内の小・中学生に多くに応募いただきました。

たくさんの募集作品の中から、竹田支部長、租税教育推進委員会の青木委員長により2作品を選定させていただきましたので、披露させていただきます。

なお、2月に中央区日本橋特別出張所エントランスにて展示されますので、時間があるときに足を運んでいただきたいと思います。

応募数の小・中学校は以下のとおり（総通応募数220通）。

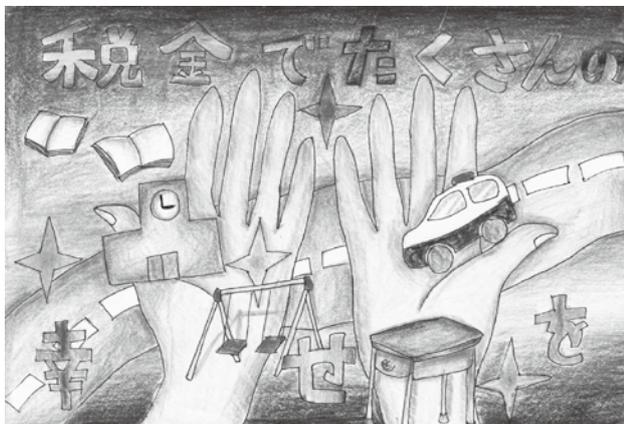
日本橋中学校	132通	常盤小学校	49通
久松小学校	3通	日本橋小学校	15通
有馬小学校	11通	阪本小学校	3通
その他	7通	（一般2通、高校生2通、中学生1通、小学生2通）	



東京税理士会日本橋支部長賞
中央区立日本橋中学校1年



東京税理士会日本橋支部長賞
中央区立日本橋中学校1年



日本橋税務署長賞
中央区立日本橋小学校6年



特集

2022年 寅年

年男・年女 新年の挨拶



7回目の年男

ひろ た かつ くに
廣 田 勝 國

令和4年2月19日には、7回目の誕生日を迎える事になります。この誕生日には、なんと満84歳になります。

年号で、昭和、平成、令和で、締めて84年の年月となります。父母が明治、大正、昭和と、3年号を、越えて長生きしたことに驚いていましたが、自分も3年号を生きたことになり大変驚いております。

改めて84年の人生を振り返って見たいと思います。

1 小学生、中学生時代

群馬県館林市の在で、農家の7人兄弟の末っ子として生まれ、地元の小学校、中学校を卒業しました。

小学生時代は、漫画本に夢中になり中学生の時は歴史小説に夢中になっておりました。

2 高校生、大学生時代

高校生の時は、国文学に傾倒し、空き腹を抱え勉強はほとんどしませんでした。毎日小説を読んで明け暮れていました。大学に入っても遊んでばかりでしたが、ある時、先輩に呼び出され大変なお説教を喰らいました。高い月謝を4年間払い続け遊んで4年間を過ごすつもりか？と……

またその先輩に国家試験を目指す一群の学生の早朝から深夜まで勉強を続ける姿を見せつけられ、大変なショックを受けました。

先輩の教えに従い国家試験の勉強を始めました。

大学3年生の夏の税理士試験を初めて受験し2科目に合格いたしました。

勉強を始めてすぐに2科目合格して、慢心して

しまいました。

卒業後、3年掛かって、やっと税理士試験に合格することができました。

3 大学卒業後から40才迄……

28歳の時に結婚をし、30歳で独立開業しました。この時代は、無我夢中で仕事を頑張りました。30歳から36歳位の間12指腸潰瘍を3回も患いました。

この年代の時に長男、長女に恵まれ、家庭の大切さを知りました。

4 40歳から50歳

40歳の時身近に居た親しい同世代の友が突然亡くなり、人間の寿命って、なんとなく年齢順のように思えておりましたが、そんなことはなく、人間の寿命って、いつ終わるのか？全く解らないのだと、その時強く思いました。

5 50歳から60歳

仕事に熱中しましたが、ゴルフを顧問先の社長さんに教わり夢中になりました。毎週土曜日、日曜日にゴルフ場に通り夢中でプレイしておりました。50歳代前半で理事長杯、キャプテン杯を運よく優勝することができました。

又、この頃ホールインワンを3度も達成し、生涯の良い思い出となりました。

6 70歳から80歳

平成27年に長男に事務所の責任者になってもらい、私は相談役となりました。

住居と事務所がすぐ近いので毎日事務所に出ています。

7 80歳から

夫婦共白髪といいますが、誠に残念ながら妻芳江が令和2年10月27日急逝致しました。大変ショックを受けました。

又、令和3年2月9日義母ツヤ子が101歳で天寿を全う致しました。

改めて迎える誕生日には、84年の歳月を過ご



したことになりますが今振り返って見ると長かったのか？短かったのか？本当に考え深いものがあります。

人生の節目、節目で、その都度優しい良い人に出会い助けられ、曲がり角を大過なく曲がることのできたのか、と思います。

もうこれからは、こんなに素晴らしい人生を与えてくださった神仏に感謝し、残された日々があとどれほどなのか？解りませんが、その日が来るまで明るく感謝しながら元気に過ごしたいと思えます。

税理士になって良かった！

おか だ かず のり
岡田 和 教

年男になり、満72歳を12月に迎えます。私に原稿依頼があり、税理士になって良かったことなど、をということでしたので、思い出を交えながら、書かして頂きます。

まずは、税理士になろうとしたきっかけは、本屋で一冊の本「税理士へのすすめ」でした。

横山和夫先生の執筆のもので。その本をパラパラと立ち読みしていましたが、2年で税理士に合格で、前途洋々のことが書いてあり、それならば自分も挑戦してみようと即決しました。なぜならば、そのころは、大学入学で2浪くらいの人が結構いたこと。そして、税理士試験の合格も2年でダメでも3年なら合格できると思ったからです。

今、考えますと、簿記の簿も知らず、もちろん税法のことなど何も分かっていませんでしたので、何も知らないということは恐ろしいと言いますか、馬鹿だったと思えます。

この辺のことは、20年前くらいに、「にほんばし」

支部報に書かせて頂いたと思います。

また、29歳で、日本橋支部で独立・開業をさせて頂きました。そのころの野球部の方々、役員の方々には一方ならぬお世話になり有難うございました。お陰様で、独立開業して40数年になりますが、これまでやってこられたことを、感謝しております。

本題の「税理士になって良かったこと」は、顧問先と一緒に成長・発展・勉強できたことです。税理士試験に合格しても、実務はすぐにはできません。当たり前のことですが、顧問先の仕事の流れ、お金の流れ、その顧問先に適用される法律、その会社の従業員のこと、社長の考え、性格、世の中の情勢などの情報をいつも注意して収集して、頭の引き出しの中に入れて、自分なりの考えをもって、顧問先に訪問して、経理担当者や社長とやり取りをしなければなりません。やり取りをしながら、自分の勉強不足の点や、違う視点からの問題点や答えを見つけていかねばなりません。

これらは、別の言い方をすれば、税理士も顧問先の社長・従業員と一緒に経営に参加して、お互いに成長していくことだと思います。

これらの方針で税理士業務を続けてきた結果、顧問先が顧問先を紹介してくれて、私の事務所も成長してきました。

近頃、AI（人工頭脳）が進み、税理士業務の縮小が囁かれています。税金計算だけであれば、そのようになるとは思いますが、「一緒に経営・成長していく」という姿勢でいる限り、仕事は無限にあると思います。正に、前途洋々です。

一介の税理士である私が、関与する顧問先は中小零細企業です。税理士の登録者数も増加していますが、心配することはないと思えます。

これからも、「顧問先と一緒に経営・成長」をモットーにして、成長していきたいと思っています。



「60年のあれこれ、そして」

おおとせいいち
大戸 誠一

東京税理士会日本橋支部の皆様、あけましておめでとうございます。

昨年8月に入会した還暦の新人税理士です。

40年勤務した国税の職場はストレスが溜まりやすく、ストレス解消は信頼できる同僚との遊びでした。休みとなれば、釣りにキャンプ、山登り、休日のほうが疲れるほど。

20代は不夜城と言われた霞が関で、刑務所や公務員宿舎の予算担当をしていましたが、束の間の休日は大勢の同僚とキャンプ、そしてバーベキュー、最高でした。

30代は主に法人税調査に明け暮れる日々、この時に始めたのがバックカントリースキー。

裏面に洗濯板のようなギザギザがあるスキー板を履いて、スキー名人のペンションオーナーとともに、騒がしい音楽のない自然のスキー場、雪山へ！

スキーなのに歩き、それも登り。

リュックの中にはお昼の食材である野菜や肉、そして鍋。少しだけお酒。

汗だくで山頂に到着、一面雪景色、そこで楽しい鍋料理・・・これが美味しい。

帰りは下り、カッコよく滑降、ではなく転倒三昧・・・滑降(カッコ)悪い。

管理者の40代、突然の出向、その先は警視庁刑事部の警部。

警察ドラマ以上の壮絶な事件現場で犯人を追う日々、霞が関勤務よりも休日がない。

そんな訳で家族の増えた同僚たちとの遊びは減り、唯一の休日は妻と二人でキャンプ。

大勢で「ワイワイガヤガヤ」も良いのですが、年齢を重ねると静かに妻と過ごすひと時、最高です。

50代は署長や副署長として、神経を使う機会が更に増えましたが、こんな時も妻とともに、虫の音を聞きながら愛車のランクルで車中泊三昧。

50代後半での宇和島税務署勤務、宿舎の目の前は海、裏は山。

朝早く起きて、海岸、或は車で行ける近くの山頂で朝食、そしておもむろに出勤。

そんな至福のひと時も、新型コロナで・・・
The end !

さて、定年を待てず国税を退職した還暦の新人税理士、更に充実した至福のひと時を見つける旅のスタートです。あれ、桜友会からも原稿依頼が・・・。



「旅に出たく なってきた…」

こようたけはる
小用 文晴



なんとなく生きているうちに年男という1年を迎えることがある。

まあ生きていけば12年おきにこの年男というある意味特別な一年が巡ってくるわけである。

12年という歳月は、一つの区切りとすべき単位には違いない。しかしながら平生において、ぼーっと生きている私だから、その中身はスポンジのようにスカスカで軽いものなのかも知れない。

子供の頃からお前はマイペースだねえとか、決断力をつけろよとか、もっとしっかりしろよ、みたいな励ましとか、要は「喝！」を入れ続けられ生きてきたような気がする。

そして私を励ましてくれた方々には大変申し訳ないが、そう易々と変わる自分ではない。だからきっとこれからの12年間もあまり変わらずに生きながらえていくのだと思う。健康だったら、そ

して食べるのに困らない程にお金があったら、ではあるが…。

私という人間はどうも気楽に、ただ人生を無意味にやり過ごしているように思われてしまう、あるいは見られてしまうきらいがあるようだ。そして自分でも恐らくそう思われても仕方のないのかな、などと思っているのだ。

そんな自分においても、生きてるといいこともあるし、もちろん悪いことだってある。税理士試験に合格して、今、日本橋支部に所属することができているのは、とてもいいことの部類に間違いなく入る。諸先輩方の知見に触れるにつけ、何か自分もお利口になったような気がするからである。

ここ数十年の人生において自分にとってはあのニューヨークという街との出会いはとても重要だったと思う。様々な人々の思いを吸収・昇華し、常に変わり続けるこの街の姿に魅了され、もう数え切れぬほどこの地を訪れている。

旅というのはやはりとても自分の人生を楽しくするものであり、また疲れた時などこれを癒し、生きる糧を充電するにはもってこいの代物である。

さて、また旅に出たくなってきた…。

48 歳年男の私事

とく だ かず ひろ
徳田 一 浩



私は1974年生まれですが、この年は前の年から始まったオイルショックの影響を多大に受けた時代であり、団塊ジュニアとか第二次ベビーブームと言われる世代になります。

高校在学中にバブルがはじけて大学在学中の就職活動期頃には山一証券が自主廃業を発表し、大卒の就職内定率が非常に悪くなっていた就職氷河期時代の真っただ中でした。就職活動時、企業の会社説明会に行くと、ほとんどの場所でこれからは個人のスキルがないと社会でやっていけない等の説明を受けたり、面接があれば、今まで何をしその結果何をきてきたのかを深く掘り下げ問われて、あなたは何ができ会社に貢献できるのかという圧迫のようなものを受けながら、苦しい就職活動をしていた経験があります。そして、一般の会社に勤務しながら、自分には何が向いていて何が

できるのだろうかを考えた末に出した答えが今の職業で、2回目の年男の時でした。

税理士試験の勉強は働きながら開始し、途中辛さと嫌気が差して3、4年程勉強から離れたりもしましたが、その期間も含めて合格するには通算で屈折13年も掛かりました。自分自身が税理士試験について少し兆しの見えた前回3回目の年男の時は、世の中は平穏無事でしたが、仕事をしながらの受験勉強期間中であり、未だ岐路に立っておりまして。

あれから一回りして、今年は4回目の年男になり、自分もつくづく歳をとったものだと、とても強く感じます。前回の年男の時はあまり感じなかったのですが、周りの同年代の方々に会ったりSNS等の写真を見たりすると、随分おじさんおばさんになったとここ何年かで感じるようになりました。そして、自分もそうなのだろうな、またはそれ以上なのだろうなと考えさせられることが多くなりました。

親からは、「四十にして惑わず」だと言われ、お客様からは、4代になると周りは大人と見てくれるから仕事をするには一番良い年齢だとか、働き盛りだと言われる年齢です。自分自身は常に駆け出しだという気持ちでバタバタとやっており、そういったことを感じることもあまりなく、日々目の前にある物事をこなしながら過ごしております。

また、一昨年初めより発生した新型コロナウイルスの影響により、各方面で多大なる影響を受ける困難な時代になりました。生まれた時から経済がおかしくなり、その後も年男という節目やその前後で経済の影響を受けるのが我々の世代のような気がします。

そんな中でも自分は、仕事をしながら税理士に向けて受験勉強で培ったことや努力で難局を乗り越えられたので、充実した日々を送っています。

48歳の年男ということで中年の曲がり角に来ておりますが、体調に気を付けて税理士業に励みこれからも頑張っていきたいと思っております。

皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

今年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。

12年の節目

しろたかおり
城田圭央利

今年で3回目の年女を向かえ、ふと12年前のことを思い出しました。12年前は大学を卒業し、社会人になりたての頃であり、仕事を覚えることに精一杯でがむしゃらに働いていた時期であったと記憶しています。毎日遅くまで残業しとにかく先輩達に追いつきたいという思いで必死であったことを今でも覚えています。20代の頃は仕事一筋な面もありましたが、30代は仕事だけでなくプライベートを大事にしようと思うようになり、仕事の区切りがついたら気分転換することを心がけています。この繁忙期を乗り越えたらあれをしよう、このプロジェクトを達成したらこれをしようという目標を立てることで日々の楽しみになりますし、気分転換後は新鮮な気持ちでまた仕事に励むという良い循環サイクルに入れると感じております。気分転換は何でもよく、近所のお気に入りのお店で美味しいものを食べたり、ゴルフをしたりとその時々で異なりますが、これまで行ってきた気分転換で1番多いのは旅行であり、中でもドライブ旅行は非常に印象に残っております。

ドライブには数多くの「世界一」があり、例えば、世界一の高さを誇る超高層ビルや世界最大の人工島などが有名どころです。実際に間近で見るとその規模の大きさには驚かされます。また、日本では経験のできないデザートサファリは、50℃近い暑さとどこまでも続く一面の砂の光景に日常を忘れさせる刺激がありました。

ここ最近では海外旅行に行くことはできませんが、都内で温泉を楽しめる宿に行きました。都会の喧騒の中、ひとたび足を踏み入ると畳の良い香りがし、心行くまで和の雰囲気を楽しむことができ、近場を旅する楽しさを知れたきっかけとなりました。

12年前と比べると、税理士登録も完了し、家庭を持つこともでき、あのころ憧れていた将来像に少しは近づけたのではないかと思います。まだまだ未熟な点ばかりですが、次の寅年を迎える頃には、さらなる成長を遂げることができた12年であったと思えるように日々精進したいと思います。

最後に、皆様にとって、本年が良いお年になりますことをお祈り申し上げます。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和3年7月19日(月)

I 審議事項

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題の募集方法
2. 役員選挙管理委員推薦の件
3. 緊急事態宣言に伴う事務局執務体制について

II 報告事項

1. 令和3年度東京税理士協同組合支所役員選任の件
2. 登録調査(6/11、7/16)の件
3. 東京税理士会定期総会(6/14)の件
4. 定期総会(6/21)の件
5. 中小企業支援等に関する支部との連絡会議の

件(7/16)

6. その他

Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年9月17日(金)

I 審議事項

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期及び提案議題の策定の件
2. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件
3. 新年賀詞交歓会(令和4年1月17日(月))の件
4. その他

II 報告事項

1. 令和3年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件

2. 登録調査の件 (9/10)
 3. 第一ブロック協議会打合せの件 (8/10)
 4. 東京税理士協同組合支所長打合せの件 (8/11)
 5. 支部運営ガイドブック説明会の件 (8/23)
 6. 日本橋税務懇話会の件 (8/24)
 7. 経理部長会議の件 (8/26)
 8. その他
- Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年10月18日(月)

- I 審議事項
1. その他
- Ⅱ 報告事項
1. 支部諸規則諸規程に基づく各種指名委嘱の件
 2. 登録調査 (10/8) の件
 3. 第一ブロック金融懇話会 (10/15) の件
 4. 令和3年度各種無料相談担当者募集の件
 5. 弔辞当番の件
 6. その他
- Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年11月18日(木)

- I 審議事項
1. 新年賀詞交歓会の件
 2. 忘年会の件
 3. 支部役員選挙規則一部改正の件
- Ⅱ 報告事項
1. 中央都税事務所との連絡協議会 (10/22) の件
 2. 署との定例連絡協議会 (10/25) の件
 3. 事務局年末年始休業の件
 4. 抗原検査キット購入の件
 5. 支部会費減額・支部規則第30条の改正の件
- Ⅲ 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上
(総務部長 増田 和弘)

〔研修部〕

現在日本橋支部ホームページの研修部サイトにおいて、WEB録画した研修(暗号資産、リスクマネジメント)を専用YouTubeチャンネルで視聴することができます。研修動画を視聴後、確認コードが表示されますので、事務局まで連絡頂ければ研修登録時間に加算されます。今後も録画した研修を随時アップしますので、東京会のWEB研修と同様、活用をお願いします。

《実施した研修会と今後の予定》

- 日 時：令和3年9月16日(木) 13:00~15:30
 テーマ：「小規模宅地等の特例～基本と事例検討～」
 講師：税理士 松岡 章夫 氏(神田支部)
 会場：メルパルクホール
 ※ 第一ブロック第二回合同研修会
- 日 時：令和3年10月11日(月) 13:30~15:30
 テーマ：「地方税申告書作成の留意点
 ～法人事業税、都民税、事業所税、償却
 資産税、地方税共通納税システム～」
 講師：中央都税事務所 担当官
 会場：AP日本橋、WEB配信
 ※ 京橋支部とのジョイント研修会
- 日 時：令和3年10月20日(水) 14:00~16:00
 テーマ：「暗号資産～その現状と税法上の取扱い
 が規定された経緯～」
 「暗号資産について～所得計算の概要と
 実例～」
 講師：税理士 坂本 新 氏
 会場：日本橋支部会議室
 ※ 令和3年9月21日(火)～令和4年3月31日(木)
 WEB配信
- 日 時：令和3年10月25日(月) 14:30~17:00
 テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改
 正点及び誤りやすい事項」
 講師：日本橋税務署 担当官
 会場：AP日本橋、WEB配信
- 日 時：令和3年11月18日(木) 14:00~16:00
 テーマ：①大切な顧問先企業を守るため、企業が
 抱えるリスクにどう備えるか
 ②ご自身のリスクマネジメントは大丈夫
 ですか？
 講師：内山 範昭 氏 ワランティビジネスジャ
 パン株式会社代表取締役
 会場：綿商会館6階
 ※ 令和3年10月20日(水)～令和4年3月31日(木)
 WEB配信
- 日 時：令和3年11月19日(金) 14:00~16:30
 テーマ：「改正電子帳簿保存法のポイント・導入
 とインボイス制度対応」
 講師：税理士 安田 信彦 氏(日本橋支部)
 会場：AP日本橋、WEB配信
 ※ 京橋支部とのジョイント研修会
- 日 時：令和3年11月24日(水) 13:30~16:30

テーマ：「年末調整説明会」

講師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会場：東京証券会館ホール

日時：令和3年12月1日(水)14:00~17:00

テーマ：「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の実務」

講師：税理士 宮森 俊樹 氏

会場：AP日本橋、WEB配信

日時：令和3年12月3日(金)10:00~11:30

令和3年12月7日(火)14:00~15:30

テーマ：「年末調整説明会」

講師：東京国税局 担当官

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和3年12月17日(金)13:30~16:30

テーマ：「非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察
～同族関係者間と第三者間の取引～」

講師：税理士 苅米 裕 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年1月17日(月)15:30~17:00

テーマ：「脳を知ればコミュニケーション・ストレスが消える～折衝上手になる税理士のための脳科学」

講師：黒川 伊保子 氏

会場：ロイヤルパークホテル

日時：令和4年1月21日(金)14:00~17:00

テーマ：「書面添付制度の事例と活用法」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：AP日本橋

日時：令和4年2月2日(水)14:00~17:00

テーマ：「令和3年確定申告説明会」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東京証券会館

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：令和3年10月8日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：令和3年11月12日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：令和3年12月10日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：令和4年1月14日(金)17:30~19:30

会場：日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

〔厚生部〕

〈野球部〉

令和3年8月から令和3年11月までの野球部の活動に関してご報告致します。

夏以降も新型コロナに振り回され、秋の本大会も中止となりました。それに伴い野球部の活動も自粛しておりましたが、秋には交流試合を行うことができ、久しぶりに仲間と再会し、その仲間と野球ができる嬉しさを実感できました。

11月までの活動状況は以下の通りです。

11月12日 神宮外苑軟式野球場で練習

11月20日 交流試合①

VS日本生命 1-3 負

交流試合②

VS三井不動産 3-2 勝

来年は新型コロナの終息を信じて、そして春の本大会の開催を信じて、仲間と共に野球を楽しんでいきたいと思っております。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 青柳 聡)

〈ゴルフ部〉

7月から11月のTNG会の報告をします。

昨年よりパーティは行わず、終了後解散となっておりますが、昨今の感染者数減少により11月よりパーティ及び表彰式を再開しております。

今後も感染状況を見ながら柔軟に対応していきたいと思っております。

新しい参加者が増えて参りました。それ程気負わずに参加できますので、ご興味ございます方は奮ってご参加下さい。

7月20日 第331回TNG会 参加人数22人

於：佐倉カントリー倶楽部

優勝 今井 信吾 ネット56

2位 須佐 正秀 ネット70

3位 湯本 康弘 ネット71

ベストグロス 湯本 康弘 76(OUT38・IN38)

小原 正寛 76(OUT37・IN39)

9月24日 第332回TNG会 参加人数24人

於：泉カントリー倶楽部

優勝 結城 昌史 ネット70

2位 赤坂 光則 ネット70

3位 住田 直子 ネット72

ベストグロス 小原 正寛 80 (OUT37・IN43)

10月21日 第333回TNG会 参加人数24人

於：総武カントリークラブ総武コース

優勝 小田 英敏 ネット71

2位 徳田 益和 ネット74

3位 湯本 康弘 ネット78

ベストグロス 湯本 康弘 82 (OUT42・IN40)

11月26日 第334回TNG会 参加人数24人

於：常陽カントリー倶楽部

優勝 丹羽 正裕 ネット70

2位 山下 孝一 ネット72

3位 大澤 環 ネット73

ベストグロス 湯本 康弘 84 (OUT47・IN37)

(ゴルフ部 湯本康弘)

〈歌舞音曲部〉

12月4日土曜、銀座の「カラオケの鉄人」にて歌舞音曲部の練習会&発表会を行いました。

新型コロナウイルス感染対策のため、昨年2月の定例月次練習会を最後に歌舞音曲部は活動を停止していましたが、昨今の感染者数激減を受けてやるなら今しかチャンスがないと思い1年10ヶ月振りの活動となりました。参加者は部員10名、日本生命様3名の計13名でした。

40人定員の上、ステージを兼ね備えた広い部屋でテーブルの間隔を開けて、かつ歌を歌う際の飛沫拡散をなるべく避け、マイクも1曲ごとに消毒したり等出来る限りの対策を施しながら3時間、楽しい時間を過ごしました。

私もそうでしたが、皆さま久し振りのカラオケを満喫されて本当に開催して良かったと思えました。次回以降は引き続き感染状況を見ながら、場所も勘案しつつ活動を考えていこうと思います。

(歌舞音曲部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

8月11日 練習会(高輪テニスセンター) 7名

9月13日 練習会(高輪テニスセンター) 8名

(新入部員1名)

10月11日 練習会(高輪テニスセンター) 4名

11月11日 練習会(猿江恩賜公園) 6名

11月15日 練習会(高輪テニスセンター) 4名

これからは寒くなりますので、ウォーミングアップを十分に行って、けが予防に努めたいと思います。忙しい時期になりますが、定期的に練習を開催していますので、興味のある方は参加お待ちし

ています。

〈大会・昭和の森テニスセンター〉

10月22日 東京税理士会秋季大会 雨により中止

11月22日 東京税理士会団体戦

1回戦 神田A 0-3

親善試合 江東東A 1-2

敗者トーナメント1回戦 練馬東A 不戦勝

2回戦 杉並A 0-3

実際の試合は勝てませんでしたが、当日雨予報のなか天気が回復して、親善試合も含め3試合できて良い経験になりました。他支部との交流もあり、今後、親善試合が多くなればより楽しくなると思います。来年も大会が開催されますので、応援よろしくお願いたします。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

7月以降のアウトドア部の活動報告をいたします。

7月18日 横浜海の公園で行われました横浜あおぞらマラソン大会のリレーマラソンに参加しました。今回は5名参加の1チームでエントリーしました。

フルマラソンリレーを3時間18分09秒で見事3位に入りました。参加者10名

8月20日 皇居ランニング練習会 参加者4名

9月4日 長瀬ラフティング

長瀬の溪流でライフジャケットを装着して下り、スリル満点でした。参加者4名

9月16日 アトランタオリンピック銅メダルシドニーオリンピック銀メダルのエリック・ワイナイナ氏とのランニング会

ランニングに必要な体感トレーニングやストレッチ方法などの指導がありその後皇居を1週ランニング サイン会や記念撮影も行われました。参加者12名

10月2日 山梨県勝沼ぶどうの郷駅周辺をハイキングをしました。ぶどう狩り、ワイナリーでのワイン試飲をして、最後は温泉に浸かってきました。参加者8名

10月21日 皇居ランニング練習会 参加者4名

10月23日 千葉県稲毛海浜公園で行われましたマラソン大会のリレーマラソンの部に4名1チーム、2チームでエントリーして、2チームとも見事完走しています。参加者8名

11月3日 山梨県の初狩駅に集合して高川山で

登山を行いました。中々の勾配でした。登山後には都留市にある山梨県立リニア見学センターによって、展示物やリニアモーターカーのテスト走行を見学しました。参加者6名
11月27日 千葉県市川のありのみコースでアスレチックの予定でしたが、参加者が少なく中止になりました。

今後の予定

12月11日 千葉県柏の葉キャンパスで行われるリレーマラソンに参加します。
12月16日 皇居ランニング練習会
2022年1月22日 日本橋七福神巡りラン&ウォーキング
今後は、パラグライダーやハイキングなども予定しています。

(アウトドア部長 増田和弘)
(厚生部長 湯本康弘)

〔組織部〕

今期は電子化対応に係る支部運営ガイドに基づき支部規則等の見直し作業を中心に活動しております。

これまでの活動状況は以下の通りです。

- 11月に組織部会を開催して、支部規則、支部役員選挙規則、支部役員推薦員会運営要領、滞納支部会費徴収整理細則、支部相互扶助規程について見直し作業を実施しました。
- 11月の幹事会において、支部役員選挙規則の一部改正について承認をいただきました。
- 引き続き、支部業務執行細則の見直し作業及び各規則等に係る東京税理士会への意見聴取を経て、定期総会での改正内容の承認を諮る予定です。

(組織部長 平川 彰)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部の相談が中止となりました。

多くの先生方にご予定をいただきましたが、中止となりご迷惑をお掛けしました。

また、コロナ禍の中ご協力を頂きました先生方

には、誠にありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分(電話対応)

実施日	会 場	担当税理士
9月8日(水)	法人会事務局	徳山 和美
9月22日(水)	〃	山崎 健
10月14日(水)	〃	鈴木 久衛
10月27日(水)	〃	岩川由美子
11月10日(水)	〃	岩村 仁志
11月24日(水)	〃	石田 俊也
12月8日(水)	〃	湯本 康弘

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
8月19日(木)	中小企業相談センター	小野 好信
11月18日(木)	〃	佐藤 嘉光

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
8月10日(火)	中央区京橋プラザ	小用 丈晴
10月12日(火)	〃	佐野 典子
12月14日(火)	〃	小野 好信

《支部無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
9月8日(水)	支部事務局会議室	余西 吉巳
10月13日(水)	〃	土田 美子
11月10日(水)	〃	徳山 和美
12月8日(水)	〃	木下 純一

《支部相続税無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
9月9日(木)	支部事務局会議室	伊藤 孝
10月14日(木)	〃	若狭 茂雄
11月11日(木)	〃	山口 佳彦
12月9日(木)	〃	津村 玲

《税を考える週間行事》

中止

(税務支援対策部長 池上大二)

〔法対策部〕

- 令和3年9月15日、東京税理士会制度部及び調査研究部より支部法対策委員会における課題検討について、インターネット上で行うアンケートへの回答依頼があり、法対策委員会として回答した。

・ 統一課題1 税理士業務における事務所の考

え方と税理士試験制度の見直しについて

- ・ 統一課題2 相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方の意見について
 - ・ 任意課題1 令和5年度税制及び税務行政の改正に関する意見について
 - ・ 任意課題2 その他関連事項
- ② 今後の予定として、日税連・東京会による制度税制改正案の動向を注視し必要な時期に支部法対策委員会を開催する。

(法対策委員長 小山栄一)

〔情報システム委員会〕

【第五世代税理士用電子証明書について】

第四世代税理士用電子証明書は、令和3年12月31日で有効期限が終了します。令和4年1月1日以後は、第五世代税理士用電子証明書の使用となりますので、まだ取得をしていない方は日税連に申し込みをして取得をお願いいたします。

【日本橋税務署と連携したe-tax利用のサポート】

日本橋支部と日本橋税務署では、e-tax及び情報システムの利用促進のため、希望の会員に対してサポートを行っています。

e-taxを始めたい、事務所のIT環境を整備したいという希望がある会員は、まず日本橋税務署総

務課に連絡しサポート依頼を行います。その後、税務署と日本橋支部が連携して会員のリクエストをサポートしますので、興味のある方は、まず支部事務局まで連絡をお願いします。

(情報システム委員長 塩谷 満)

表紙の写真について

国宝姫路城

国宝姫路城は平成5年12月、奈良の法隆寺とともに、日本で初の世界文化遺産となっています。シラサギが羽を広げたような優美な姿から「シラサギ城」の愛称で親しまれる姫路城。

慶応14年(1609年)に建築されたものです。

白漆喰総塗籠造りの鮮やかな白の城壁や5層7階の大天守と東、西、乾の小天守が渡櫓で連結された連立式天守が特徴です。

(姫路城ホームページより)

編集後記

初めに、本号の各原稿執筆にご協力いただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。

10月初旬に、新型コロナウイルス感染拡大防止策等が全国的に解除されて、人々は感染前の普通の生活を取り戻すため、これまで政府の方針から自粛してきた趣味や旅行、観劇、歴史巡りなどに動き出してきている。しかし、新たなウイルス株が発見され、依然としてマスクは外せない。「不要不急な外出を避ける」というイメージは今でもある。そんな中、千葉県内の城跡をめぐる「御城印」を集る旅を開始した。スタートは、千葉市の猪鼻公園内にある「猪鼻城(通称：千葉城)」。「御城印」は、「御朱印」とは違い、ポストカードサイズ。専門の受付もなくとも手に入るなど、集めやすいのが魅力的で、

図柄もきれいだ。城に入るとタイムスリップした感が心地よい。

(広報部長 多田 毅)



会員の異動

<入会>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
村田 倫子	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	7月19日	
中河原 亮	〒103-0005	日本橋久松町10-10 丸亀久松町ビル4階 名古屋税理士法人 東京事務所	6261-7646	7月19日	
齋藤 みのり	〒103-0027	日本橋1-2-10 税理士法人テナレント	6665-6725	7月22日	
鈴木 雅敬	〒103-0023	日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル314 フォワード税理士法人	6665-6887	8月20日	
小堀 弘毅	〒103-0007	日本橋浜町2-57-1 ブリリアンス909号 若狭茂雄税理士事務所	3664-2086	8月26日	
大村 雅司郎	〒103-0023	日本橋本町4-8-16 KDX新日本橋駅前ビル7F 税理士法人石川小林	3517-5884	8月26日	
菊池 均	〒103-0011	日本橋大伝馬町15-3 カーサ大伝馬401号室	3527-2021	8月26日	
佐伯 章二	〒103-0016	日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋403	6661-0264	8月26日	
小関 和夫	〒103-0022	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター	6869-5040	8月26日	
山本 善春	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号室	080- 5379-6014	8月26日	
白井 純夫	〒103-0013	日本橋人形町1-4-4 ガラ・ステージ日本橋人形町305号	6810-9220	8月26日	
徳富 良行	〒103-0004	東日本橋3-8-1 建石ビル5階 廣川昭廣税理士事務所	5640-0552	8月26日	
大戸 誠一	〒103-0013	日本橋人形町2-1-9 日本橋Tビル1201号	5843-6962	8月26日	
道免 良春	〒103-0024	日本橋小舟町4-5 SK小舟町ビル3階	090- 7254-0806	8月26日	
杉 一精	〒103-0025	日本橋茅場町1-8-3 郵船茅場町ビル6階	090- 4262-3752	9月23日	
山田 遼	〒103-0022	日本橋室町3-3-1 MAC&BPミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	6661-1591	10月12日	
藤川 純一	〒103-0022	日本橋室町3-3-1 MAC&BPミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	6661-1591	10月15日	
伊藤 彰啓	〒103-0007	日本橋浜町2-18-6 ボヌール日本橋浜町804号室	4362-9086	10月20日	
古郡 隆明	〒103-0016	中央区日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町604 Hana税理士法人	5776-2568	10月20日	
今野 宏樹	〒103-0002	日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル 税理士法人おおたか	5640-6450	10月20日	
小田 匠	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	10月20日	

正田 幸治	〒103-0013	日本橋人形町1-18-5 TKビル4階 税理士法人イシハラ	3667-3521	10月21日	
土屋 聖介	〒103-0025	日本橋茅場町2-8-1 BRICKGATE茅場町3階 OneWorld税理士法人	4405-3061	11月17日	
中田 卓哉	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラータ税理士法人	5643-6431	11月17日	

＜転入＞

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
玉越 賢治	〒103-0027	日本橋1-16-3 税理士法人ゆいアドバイザーズ	6665-6972	7月13日	
田村 優宜	〒103-0012	日本橋堀留町1-3-21-603号	090-6143-9517	7月19日	
大島 悠臣	〒103-0004	東日本橋2-2-9-1003号	090-5492-2789	7月26日	
木村 崇広	〒103-0021	日本橋本石町4-2-16 Daiwa日本橋本石町ビル5階 明誠税理士法人	3548-2034	7月29日	
小田 陽一	〒103-0026	日本橋兜町1-7 デュオ・スカラ兜町301	5941-6282	8月4日	
齋藤 俊哉	〒103-0027	日本橋1-2-10 税理士法人テナレント	6665-6725	8月10日	
市原 一徳	〒103-0023	日本橋本町4-15-11 岩月日本橋ビル8階 萩口義治税理士事務所	6231-0996	8月11日	
富永 淳志	〒103-0023	日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル314 フォワード税理士法人	6665-6887	8月23日	
中西 茂廣	〒103-0001	日本橋小伝馬町10-6 四方ビル3階	090-2664-7311	9月10日	
佐藤 政雄	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 カーネリアン税理士法人	5623-2910	10月5日	
由比 祝生	〒103-0027	日本橋3-8-12 2階	3868-0588	11月4日	
由比 茜	〒103-0027	日本橋3-8-12 2階 由比祝生税理士事務所	3868-0588	11月4日	
折田 祐介	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	11月10日	
宮澤 佳奈	〒103-0007	日本橋浜町3-19-4-1001号	050-5374-6055	11月11日	
大場 睦子	〒103-0013	日本橋人形町3-3-5 天翔日本橋人形町ビル305 スターチス税理士法人	6822-6560	11月18日	
平田 毅彦	〒103-0027	中央区日本橋3-1-4 日本橋さくらビル	6262-7831	11月19日	

＜法人入会＞

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
税理士法人 テナレント	〒103-0027	日本橋1-2-10	6665-6725	7月1日	

フォワード 税理士法人	〒103-0023	日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル314	6665-6887	7月16日	
税理士法人 HTパートナーズ	〒103-0023	日本橋本町4-2-11 エビスビル201号	6262-3884	9月6日	
戸越税理士法人 東京事務所	〒103-0025	日本橋茅場町1-8-3 郵船茅場町ビル6階	090- 4262-3752	9月15日	
スターチス 税理士法人	〒103-0013	日本橋人形町3-3-5 天翔日本橋人形町ビル305	6822-6560	10月15日	
スターチス 税理士法人 茅場町支店	〒103-0025	日本橋茅場町1-13-13 七宝ビル7階		10月15日	
Hana税理士法人	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町604	5776-2568	11月1日	

<事務所住所変更>

氏名	郵便番号	事務所住所
山口 義重	〒103-0004	東日本橋1-2-10 HOKIBLDG東日本橋4階
上田 秀尚	〒103-0007	日本橋浜町1-11-3-803号
高田 尚悟	〒103-0023	日本橋本町4-2-11 エビスビル201号
成沢 剛宏	〒103-0026	日本橋兜町16-3 朝日ビル2階
中島 友啓	〒103-0004	東日本橋3-7-7-501号
浅井 賢治	〒103-0011	日本橋大伝馬町17-4 綱川ビル5F
久能 五月	〒103-0013	日本橋人形町2-35-13 日本橋長谷川ビル701号室
追川 繁	〒103-0012	日本橋堀留町2-5-7 405号
山形 厚夫	〒103-0013	日本橋人形町2-32-4 人形町ロータリービル3階
阿部 睦治	〒103-0011	日本橋大伝馬町7-1-602号室
阿部 静枝	〒103-0011	日本橋大伝馬町7-1-602号室
金森 泰弘	〒103-0027	日本橋3-2-15-601
増田 卓也	〒103-0004	東日本橋1-3-10 六波羅ビル2階
勝保 宗久	〒103-0004	同上
田底 亮一	〒103-0004	同上
渡邊 美弥子	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-28-7 弓削ビル301号室

<法人事務所住所変更>

法人名	郵便番号	事務所住所
税理士法人 ファーストライン	〒103-0004	東日本橋1-3-10 六波羅ビル2階

<事務所名変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
中村 樹	中村樹税理士事務所	増渕 俊介	増渕俊介税理士事務所
高田 尚悟	税理士法人HTパートナーズ	成沢 剛宏	成沢剛宏税理士事務所
浅井 賢治	浅井賢治税理士事務所	金森 泰弘	金森泰弘税理士事務所
三田 裕也	スターチス税理士法人 茅場町支店		

<事務所電話番号変更>

氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
増 渕 俊 介	080-4187-8281	松 田 匡 司	050-5873-9445	高 田 尚 悟	6262-3884
浅 井 賢 治	6661-0903	久 能 五 月	3527-3070	追 川 繁	5641-4730
阿 部 睦 治	6661-6687	阿 部 静 枝	6661-6687	金 森 泰 弘	6225-2638
渡 邊 朋 美	6665-6485	渡 邊 修 也	090-7247-4215		

<法人事務所電話番号変更>

法人名	電話番号	法人名	電話番号
竹田・菊地税理士法人 東京事務所	6555-3196		

<転 出>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
上 條 紘 輝	神田支部へ	中 澤 剛	麹町支部へ	山 口 さやか	麹町支部へ
山 口 満	麹町支部へ	春日井 智 晴	麹町支部へ	藤 戸 一 弥	芝支部へ
箕 輪 賢	麹町支部へ	古 賀 裕 明	本所支部へ	岡 村 宗 男	神田支部へ
海老名 佑 介	豊島支部へ	大河内 源四郎	神田支部へ	助 川 正 文	京橋支部へ
野 崎 孝 幸	玉川支部へ	阿 部 幸 一	麹町支部へ	櫻 井 健 介	芝支部へ
金 子 輝 男	上野支部へ	近 藤 廣 志	本郷支部へ	川 崎 めぐみ	京橋支部へ
中 島 輝 明	立川支部へ	宮 田 卓	麹町支部へ	小 栗 弘 義	京橋支部へ
齋 藤 玲 子	神田支部へ	網 野 博 美	江東西支部へ	清 水 敬 祐	京橋支部へ
兒 玉 厚	世田谷支部へ	岩 川 辰 也	芝支部へ		

<退 会>

氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
堀 内 智 文	東京地方会へ	野 澤 慶太郎	関東信越会へ	小 高 忠 裕	業務廃止
村 上 功	業務廃止	中 村 信 彦	千葉県会へ	神 道 敏 彦	千葉県会へ
鯨 井 久 敬	業務廃止	平 田 和 弘	東京地方会へ	白 石 竜 平	四国会へ
古 本 恵 資	東京地方会へ	桜 井 博 一	業務廃止	笠 倉 まさ江	東京地方会へ
荻 野 晴 美	関東信越会へ				

<法人会員転出>

法人名	転出先	法人名	転出先
TAXパートナーズ税理士法人	麹町支部へ		

<法人会員退会>

法人名	備考	法人名	備考
税理士法人コーチ	解散		

ー中央都税事務所からのお知らせー

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/15（土）、1/16（日）、1/22（土）、1/23（日）、1/29（土）、1/30（日）

<eLTAX 利用時間>

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※1/15（土）～1/31（月）はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手順についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【 ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ（令和4年1月1日時点）



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

中央都税事務所 03-3553-2151（代表）

—中央都税事務所からのお知らせ—

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

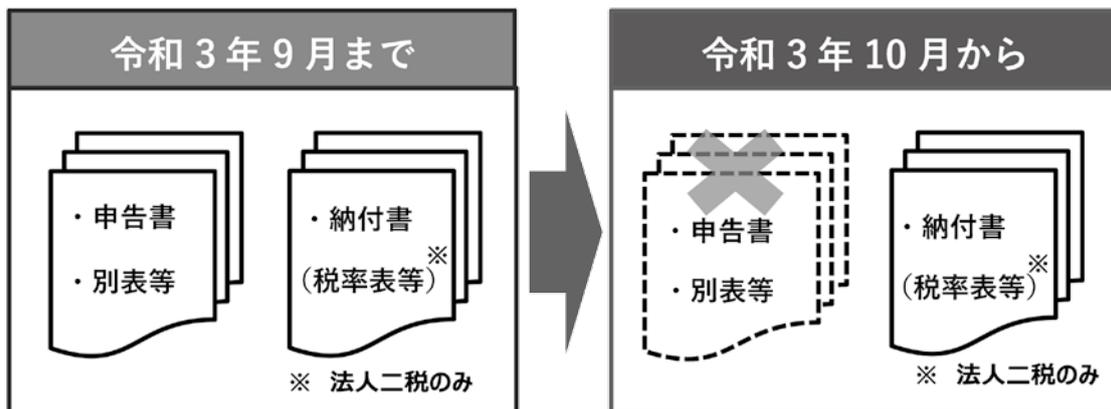
電子申告利用事業者

（東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP（法人二税チラシ）



主税局 HP（事業所税）



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

中央都税事務所 03-3553-2151（代表）

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
東税協リース・オートリース
パーキング・カーリース事業
不動産情報サービス事業
相続・事業承継支援事業
M&A仲介サービス
トナーカートリッジ斡旋事業
研修事業
AFP資格取得研修事業
オフィス用品割引サービス
オフィス用家具等の斡旋
書類保管サービス
不動産管理代行
在宅SE人材サービス

中小企業の共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
(経営セーフティ共済)
中小企業退職金共済制度(中退共)

もしもの時に備える

税理士年金(東税協年金)
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険(共同被保険者方式)
日本税協連「優Youプラン」
弁護士サポートプラン

生活をサポート

税理士DCカード
税理士・MUFGカード・プラチナ
・アメリカン・エクスプレス・カード
京王クレジットカード
タカシマヤカード《ゴールド》
ドクターオブドクターズ・クラブ
紛失物回収サービス
仏壇・仏具斡旋事業
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待
ゴルフ場利用料優待(太平洋クラブ)
ゴルフ会員権売買斡旋事業
住宅メーカー斡旋事業
分譲住宅斡旋事業
紳士服斡旋事業
オーダースーツ斡旋事業
結婚相談サービス
レクサス販売斡旋

組合が推進する保険事業

経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険(あんしん財団)
全税共の主な事業
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度

東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446



ビルオーナーが抱える悩みは『不動産M&A』で一気に解決！

新型コロナウイルスの影響によるテナント撤退のほか、建物の老朽化や株式の分散化など、ビルオーナーの悩みは多岐にわたりますが、これらの問題を一気に解決する手法として注目を集めているのがビルを所有している会社ごと売却する「不動産M&A」です。



(株)タクトコンサルティング顧問
税理士 本郷 尚 氏

●「不動産M&A」の仕組みについて教えてください。

新型コロナウイルスの影響を受けて、中小ビルではテナントの撤退が相次いでいますが、空き店舗のほかにも、ビルオーナーは様々な問題を抱えています。

駅前や商店街の中小ビルの中には老朽化したものも多く、所有者や株主の高齢化、株式の分散化などが重なり、不動産を売却したくても身動きが取れないケースも少なくありません。

そこで、こうした問題の解決策として利用されているのが「不動産M&A」という手法です。これは、単に不動産を売却するのではなく、不動産を所有する会社ごと売却するというものです。

●会社ごと売却することで、どんなメリットがあるのでしょうか。

最大のメリットは税制面です。法人が不動産を単純に売却すれば、売却益に法人税等が約35%、税引き後の利益を株主に配当すれば、株主に所得税等が最高約50%の税率で課税されます。

これに対して「不動産M&A」は、不動産ではなく株式の売却のため、株式売却益にかかる税金は約20%の分離課税となります。

●売却後の手取りが大きく変わってくわけですね。

不動産を単純に10億円で売却した場合、手取りは3億2500万円です。

一方、「不動産M&A」により不動産時価の70%で株式を売却したと仮定すると、

その手取りは5億6000万円になります。このように「不動産M&A」を利用すればお客様は身動きが取れなくなった会社から解放されて、手にした資金で新たな未来を自由に描くことができます。

●不動産を売却するよりも手続きが大変そうに思えます。

会社を売却するわけですから、不動産の売却よりも手続きは多いですが、豊富な経験がある専門の会社と連携しながら進めれば安心です。

その際、顧問の税理士さんなら内情を詳しく把握されていますので、不動産M&Aにこだわらず、お客様にとってベストな解決策を導き出してあげることが重要といえるでしょう。

**不動産とM&Aの双方に精通！
お気軽にご相談ください。**

株式会社 日税不動産情報センター ☎ 03-3346-2220

株式会社 日税経営情報センター

本郷先生が動画で解説！5分でわかる「不動産M&A」
<https://youtu.be/Aqc-c2vy-2c>



日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター

《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。
※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.31%**（固定金利）
※経営改善利率 1.21%より▲0.9%引き下げ
※2021年12月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。
本特例措置の取扱いは、2022年3月末日までとなります。
※別枠部分は特別利子補給制度により、売上が急減した事業者は当初3年間実質無利子となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 最近1か月等の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆**税理士による無料税務相談**

第2火曜日

◆**弁護士による無料法律相談**

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

部活動風景



▼ 野球部 ▼



▼ 歌舞音曲部 ▼



▼ テニス部 ▼



▼ アウトドア部 ▼



▼ ゴルフ部 ▼

